

独自のSDSを活用

写真現像処理剤や半導体レジスト処理液等の化学製品は多くの化学物質を含有していますが、これら製品をお客様に提供する際に富士フィルムグループでは、SDS^{*1}を提供しています。これは、化学製品による事故を防止し、お客様をはじめとする人の健康、生態系に対する安全を確保するための情報提供手段です。

一方、富士フィルムグループ内では、従業員の労働安全と環境保全管理を徹底させるため、社内独自のSDS(略称、FSDS)を作成し、製造現場でいつでも、化学物質の取り扱い方法や注意すべき事項を入手できるようにしています。

FSDSの整備は2000年から始まり、取引先が発行するSDS等から得られる安全性や適用法令、取り扱い方法等の情報を記載するだけでなく、法改正のたびに内容を改定しています。また、独自に構築したデータベースから最新の法規制情報を追加することに加え、社内の管理基準^{*2}に基づいて、必要だが入手できない安全性情報については、安全性試験を社内実施し、必要なデータを得て、化学物質の使用現場に情報提供してきました。

さらに、安全性に関する国際分類基準であるGHS^{*3}をFSDSに取り入れることによって、2006年の厚生労働省による「化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に沿った管理体制づくりを進めるとともに、グローバルに対応できるFSDSの運用を2010年2月より順次開始しています。今後もより高いレベルの環境・安全管理を徹底し、グループ全体で労働安全衛生の向上に取り組んでいきます。

*1 Safety Data Sheet: 化学物質の安全情報データシート

*2 法規制、有害性情報および化学物質取扱・保管上の注意、曝露防止措置、緊急時の措置、廃棄・輸送上の注意など、法律より厳格な社内の管理基準

*3 GHS: 化学物質の危険有害性の分類基準と表示の共通化を図る国連の取り組みのこと

▶ FSDSとSDSの比較

